

会議録・令和5年3月15日第1回定例会（最終日）

1. 招集の年月日 令和5年2月21日
2. 招集の場所 明和町議会議場
3. 開 会 3月15日 午前9時00分 議長宣告
4. 応 招 議 員 14名
 - 1番 宇 田 雅 行
 - 2番 中 井 啓 悟
 - 3番 田 邊 ひとみ
 - 5番 新 開 晶 子
 - 6番 江 京 子
 - 7番 北 岡 泰
 - 8番 辻 井 成 人
 - 9番 山 本 章
 - 10番 瀬 田 萌
 - 11番 高 橋 浩 司
 - 12番 綿 民 和 子
 - 13番 下 井 清 史
 - 14番 松 本 忍
 - 15番 奥 山 幸 洋
5. 不 応 招 議 員
なし
6. 出 席 議 員
13名
7. 欠 席 議 員
12番 綿 民 和 子
8. 本会議に職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 松 井 友 吾
議 会 書 記 肥留間 晴 美 田 所 和 幸
9. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名
町 長 世古口 哲 哉 副 町 長 下 村 由美子
教 育 長 下 村 良 次 総務防災課長 松 本 章
まちづくり戦略課長 朝 倉 正 浩 税 務 課 長 山 口 隆 弘
生活環境課長 西 尾 仁 志 住民ほけん課長 吉 川 伸 幸

- 日程第7 請願第1号 帯状疱疹ワクチンの定期接種化に関する意見書採
択を求める請願
- 日程第8 請願第2号 「知的障害者福祉法」の改正及び障害者福祉施設
職員の安定的な雇用に対する支援を求める請願
- 日程第9 議案第34号 令和4年度明和町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第10 閉会中の所管事務調査の件（総務産業常任委員会）視察研修
- 日程第11 閉会中の所管事務調査の件（教育厚生常任委員会）視察研修
- 日程第12 閉会中の所管事務調査の件（下水道料金見直しに関する調査検
討特別委員会）
- 日程第13 閉会中の所管事務調査の件（議会改革特別委員会）
- 日程第14 閉会中の所管事務調査の件（小学校建設等調査特別委員会）
- 日程第15 閉会中の所管事務調査の件（議会運営委員会）
- 追加日程第1 発議第5号 帯状疱疹ワクチンの定期接種化に関する意見
書採択に関する意見書
- 追加日程第2 発議第6号 「知的障害者福祉法」の改正及び障害者福祉
施設職員の安定的な雇用に対する支援を求め
る意見書

(午前 9時 00分)

◎開会の宣告

○議長（奥山 幸洋） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第1回明和町議会定例会第14日目の会議を開会します。

なお、綿民議員より、本日の会議に欠席する旨の連絡を受けております。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしく願いいたします。

なお、本日は、念のため電子採決システム施工業者を傍聴席に待機させていた
ただいておりますので、ご承知おきください。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（奥山 幸洋） 日程第1 「会議録署名議員の指名について」は、会議規則第126条の規定により、議長から指名します。

8番 辻 井 成 人 議員

9番 山 本 章 議員

の両名を指名いたします。

◎議案第22号関係の事件撤回の件・議案第23号関係の事件撤回の件の上程
～承認

○議長（奥山 幸洋） お諮りします。

日程第2 議案第22号関係の事件撤回の件及び日程第3 議案第23号関係の事件撤回の件を一括上程し、議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） ご異議なしと認めます。

したがって、

日程第2 議案第22号関係の事件撤回の件

日程第3 議案第23号関係の事件撤回の件

を一括上程し、議題とします。

撤回理由の説明を求めます。

しばらくお待ちください。

暫時休憩いたします。

（午前 9時 02分）

（午前 9時 07分）

○議長（奥山 幸洋） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（奥山 幸洋） 町長。

○町長（世古口 哲哉） おはようございます。

失礼いたしました。それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

ただいま一括上程されました議案第22号関係及び議案第23号関係の事件撤回の件につきまして、その撤回理由の説明を申し上げます。

本件は、議案第22号 明和町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例及び議案第23号 明和町公共下水道の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきまして、明和町議会会議規則第20条の規定に基づき、議案の撤回をお願いするものでございます。

これは、下水道使用料につきまして、令和5年度からの下水道事業における地方公営企業法の適用に伴い、異なる料金体系を従量制に統一し、これに合わせて基本料金を改定するものでございました。

しかし、去る3月6日に開催いただきました下水道料金見直しに関する調査検討特別委員会でいただいたご意見に基づき、この改正案を下水道協議会に説明を行うとともに、ご意見を聴取し、その後必要な対応を取らせていただいた上で、改めて下水道料金の見直しに係る条例改正案についてご審議を賜りたいと判断いたしました。

したがって、議案第22号及び議案第23号の撤回についてお認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） お諮りします。

ただいま上程されました議案第22号関係の事件撤回の件を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号関係の事件撤回の件を許可することに決定しました。続きまして、議案第23号関係の事件撤回の件を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号関係の事件撤回の件を許可することに決定しました。

◎一括上程した議案について

○議長（奥山 幸洋） 日程第4 一括上程した議案について、

議案第20号 町長、副町長及び教育長の給料及び旅費等に関する条例の一部
を改正する条例

議案第21号 明和町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

議案第24号 令和5年度明和町一般会計予算

議案第25号 令和5年度明和町斎宮跡保存事業特別会計予算

議案第26号 令和5年度明和町国民健康保険特別会計予算

議案第27号 令和5年度明和町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

議案第28号 令和5年度明和町介護保険特別会計予算

議案第29号 令和5年度明和町後期高齢者医療特別会計予算

議案第30号 令和5年度明和町水道事業会計予算

議案第31号 令和5年度明和町下水道事業会計予算

を議題とします。

この件につきましては、会期中の予算特別委員会で審査をいただいておりますので、これから委員長報告を求めます。

予算特別委員会 下井清史委員長、登壇願います。

（予算特別委員会委員長 下井清史 登壇）

○予算特別委員会委員長（下井 清史） 令和5年3月15日

明和町議会議長 奥山 幸洋 様

予算特別委員会審査報告書

本委員会に付託されました町長、副町長及び教育長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例ほか1件、令和5年度明和町一般会計予算ほか5件の特別会計予算と水道事業会計予算及び下水道事業会計予算の審査の結果を会議規則第77条の規定により報告します。

1 付託年月日

令和5年3月3日

2 審査年月日

令和5年3月10日、13日、14日

3 委員会出席者

委員13名（14日においては12名）、議長

説明のための出席者 町長、副町長、教育長、各課長、局長、室長及び係長等

4 付託案件

議案第20号 町長、副町長及び教育長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

議案第21号 明和町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第24号 令和5年度明和町一般会計予算

議案第25号 令和5年度明和町斎宮跡保存事業特別会計予算

議案第26号 令和5年度明和町国民健康保険特別会計予算

議案第27号 令和5年度明和町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

議案第28号 令和5年度明和町介護保険特別会計予算

議案第29号 令和5年度明和町後期高齢者医療特別会計予算

議案第30号 令和5年度明和町水道事業会計予算

議案第31号 令和5年度明和町下水道事業会計予算

5 審査の概要

付託された会計予算の内容は「予算に関する説明書」「実施計画事務事業調書」などの資料を参考に3月10日に詳細説明を受けた後に、審査を進めることといたしました。

次に、質疑は、3月13日、14日に行いました。

その内容につきましては、予算特別委員会は、会議録が作成されますことから、報告を省略させていただきます。

6 討論

討論される方はありませんでした。

7 採決

議案第20号 町長、副町長及び教育長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

[全員賛成で原案可決]

議案第21号 明和町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

[全員賛成で原案可決]

議案第24号 令和5年度明和町一般会計予算

[賛成多数で原案可決]

議案第25号 令和5年度明和町斎宮跡保存事業特別会計予算

[全員賛成で原案可決]

議案第26号 令和5年度明和町国民健康保険特別会計予算

[賛成多数で原案可決]

議案第27号 令和5年度明和町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

[全員賛成で原案可決]

議案第28号 令和5年度明和町介護保険特別会計予算

[賛成多数で原案可決]

議案第29号 令和5年度明和町後期高齢者医療特別会計予算

[賛成多数で原案可決]

議案第30号 令和5年度明和町水道事業会計予算

[全員賛成で原案可決]

議案第31号 令和5年度明和町下水道事業会計予算

[賛成多数で原案可決]

以上で、予算特別委員会に付託されました事件の審査結果の報告とさせていただきます。

○議長（奥山 幸洋） 委員長の報告が終わりました。

委員長の報告に対し、補足説明される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 補足説明される方がないので、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論は、一括上程した全議案を対象に行います。

一部の議案についてのみ討論される方は、議案名を明確にした上で討論されるようお願いします。

討論される方はございませんか。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） よろしくお願いたします。

一括上程されました議案のうち、議案第24号 令和5年度明和町一般会計予算、議案第26号 令和5年度明和町国民健康保険特別会計予算、議案第28号 令和5年度明和町介護保険特別会計予算、議案第29号 令和5年度明和町後期高齢者医療特別会計予算、議案第31号 令和5年度明和町下水道事業会計予算、

これらの予算について、反対の立場で討論をします。

まず最初に、住民の暮らしを守るために日夜ご奮闘をいただいている全ての職員の皆さんに敬意を表するとともに、心から感謝を申し上げます。

限られた予算の中でサービスの質を落とさないための日々の努力、新たなる問題点を解決するための新規事業の創設など、新年度予算に盛り込まれた施策の多くは評価できるものであると考えております。

反対の部分を述べます。

一般会計では、デジタル関連予算とマイナンバーカードについて、日本は急激なデジタル化の形成に基本的人権であるプライバシー権を保障することのないままに、莫大な予算をかけ邁進しております。本来、行政手続の迅速化、簡素化などは、国民への行政サービス充実のために進めるべきでございますが、デジタル社会の形成により国が情報の一元化を図り、本人の同意もなく、個人情報をも民間に提供できるように変えていくことは大きな問題です。国民のプライバシーを保護し、地方自治体のどんなサービスや制度も排除せず、地方自治体としての役割を尊重するその姿勢がまず必要でございます。

そしてまた、様々な子育て支援、考えられております。新年度予算ではございますが、いま一度一步踏み込んで、これまでも要求をしまりました給食費の無償化、こちらを求めます。県内各地でも無償化への大きな動きが生まれております。国の子育て支援である出産・子育て応援交付金事業、子育て支援に国を挙げて動き出しております。明和町でも出生率の低下、こちらが問題となっております。町独自の施策の上乗せで子育て世帯を支援することを求めます。

もう1点、新ごみ処理施設について、施設関連の経費の負担が増える計画となっております。地球温暖化、気候変動、気候危機とどう闘うかという視点は、ごみ処理事業において大きな位置を占めます。新施設は、その動きに十分対応しているのかという疑念が指摘されております。今後も大きな財政支出が想定され、住民の福祉施策へのしわ寄せが来ないか、こういった点について大きな

懸念を持って注視しております。

国民健康保険特別会計について述べます。

保険証とマイナンバーカードの一体化について、去年11月、三重県保険医協会は、一体化はセキュリティー上懸念が大きいと声を上げ、それ以外にも多くの町民の皆さんから不安の声が聞かれております。デジタル庁のほうでも、マイナンバーカードは国民の申請に基づき交付されるものであり、この点を変更するものではありませんと言っており、国が一体化を推し進めることと矛盾しております。

健全な国保の財政運営を目指し、問題点を把握し改善に努める姿勢は大きく評価いたしますが、国保の基本的な制度の問題点の改善と住民の負担軽減を引き続き求めます。子ども均等割に対する町独自の支援も求めます。

介護保険特別会計について述べます。

長引くコロナ禍、諸物価の高騰などにより、一層住民の暮らしは厳しいものとなっております。健全な運営を行うための努力をされていることは評価いたしますが、住民の負担軽減、住民の願いに沿った制度となるよう、抜本的改善を求めます。

後期高齢者医療特別会計について述べます。

75歳以上の高齢者が支払う医療保険料について、高齢化に伴う75歳以上の人口増に合わせて引き上げる新たな仕組みづくりの議論が国で始まっております。去年10月から、原則1割負担の75歳以上の人の医療費窓口負担に2割負担が導入されたばかりです。物価高も直撃しており、生活不安を一層広げることになります。制度の抜本的改善を求めます。

下水道事業会計について述べます。

下水道は、住民の安全・安心な生活や社会活動を支える重要な社会インフラです。健全な財政運営の下、事業を着実に進めていくことは当然ではございますが、事業を進めるに当たり、住民に対し事業の公平性を保つこと、併せて負担増の回避、負担の軽減を求めます。

これをもって反対の討論といたします。

○議長（奥山 幸洋） 賛成討論される方はございませんか。

7番、北岡泰議員。

○7番（北岡 泰） 私は、一括上程された町長、副町長及び教育長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例ほか、明和町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、令和5年度明和町一般会計予算のほか、5つの特別会計予算及び2つの事業会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

令和5年度一般会計並びに各特別会計の予算につきましては、第1期再編小学校建設のほか、住みやすいまちの実現のための予算、未来を見据えたデジタル化政策などの主要政策とともに、防災、福祉、教育、環境の諸施策など、町民の生活に密着した重要な予算であり、住民ニーズに応えた適正な予算であると考えます。

また、マイナンバー制度が番号の利用範囲を社会保障、税、災害対策などに限定していることを踏まえ、行政運営の効率化や国民の利便性向上を図ることなど、正当な目的の範囲内で行われると評価し、個人情報管理について、法規制や第三者機関による監視など、対策が講じられているとし、個人情報が法令などに基づかず第三者に開示、公表される具体的な危険性が生じているとは言えないと、最高裁が初めて判断、住民の訴えが認められなかったことにより、適正であると考えます。

したがって、賛成させていただきます。

今後も、第6次総合計画の基本理念である「みんなでつくるまちづくり」を目指し、地域の活力を高める絆を育みながら、住民らと行政の協働による本町の特性を活かした独創的な活力のあるまちづくりができるよう、なお一層の取組を望むところでございます。

以上、賛成討論とさせていただきます。

○議長（奥山 幸洋） 他に討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(奥山 幸洋) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

◎議案第20号の採決

○議長(奥山 幸洋) これから一括上程した各議案の採決を行います。

まず、議案第20号 町長、副町長及び教育長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(奥山 幸洋) なしと認めます。これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第20号は、委員長の報告のとおり可決しました。

◎議案第21号の採決

○議長(奥山 幸洋) 続きまして、議案第21号 明和町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(奥山 幸洋) なしと認めます。これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第21号は、委員長の報告のとおり可決しました。

◎議案第24号の採決

○議長(奥山 幸洋) 続きまして、議案第24号 令和5年度明和町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(奥山 幸洋) なしと認めます。これをもって採決を確定します。

賛成多数です。

したがって、議案第24号は、委員長の報告のとおり可決しました。

◎議案第25号の採決

○議長（奥山 幸洋） 続きまして、議案第25号 令和5年度明和町齋宮跡保存事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） なしと認めます。これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第25号は、委員長の報告のとおり可決しました。

◎議案第26号の採決

○議長（奥山 幸洋） 続きまして、議案第26号 令和5年度明和町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） なしと認めます。これをもって採決を確定します。

賛成多数です。

したがって、議案第26号は、委員長の報告のとおり可決しました。

◎議案第27号の採決

○議長（奥山 幸洋） 続きますして、議案第27号 令和5年度明和町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） なしと認めます。これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第27号は、委員長の報告のとおり可決しました。

◎議案第28号の採決

○議長（奥山 幸洋） 次に、議案第28号 令和5年度明和町介護保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） なしと認めます。これをもって採決を確定します。

賛成多数です。

したがって、議案第28号は、委員長の報告のとおり可決しました。

◎議案第29号の採決

○議長（奥山 幸洋） 続きまして、議案第29号 令和5年度明和町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） なしと認めます。これをもって採決を確定します。

賛成多数です。

したがって、議案第29号は、委員長の報告のとおり可決しました。

◎議案第30号の採決

○議長（奥山 幸洋） 次に、議案第30号 令和5年度明和町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） なしと認めます。これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第30号は、委員長の報告のとおり可決しました。

◎議案第31号の採決

○議長（奥山 幸洋） 次に、議案第31号 令和5年度明和町下水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） なしと認めます。これをもって採決を確定します。

賛成多数です。

したがって、議案第31号は、委員長の報告のとおり可決しました。

◎発議第3号の上程～採決

○議長（奥山 幸洋） 日程第5 発議第3号 議会改革特別委員会設置に関する決議を議題とします。

この議案につきましては、さきにご協議いただいたものですので、会議規則

第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(奥山 幸洋) ご異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略します。

これから質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(奥山 幸洋) 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(奥山 幸洋) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

お諮りします。

北岡泰議員ほか5名から提出されました発議第3号 議会改革特別委員会設置に関する決議は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(奥山 幸洋) ご異議なしと認めます。

したがって、北岡泰議員ほか5名から提出されました発議第3号は、原案のとおり可決されました。

◎議会改革特別委員会の委員の選任

○議長（奥山 幸洋） お諮りします。

ただいま設置されました議会改革特別委員会の委員の選任を行いたいと思
います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） ご異議なしと認めます。

○議長（奥山 幸洋） それでは、委員名簿を配付する間、暫時休憩します。

（午前 9時 36分）

（午前 9時 37分）

○議長（奥山 幸洋） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（奥山 幸洋） お諮りします。

特別委員会の委員の選任については、既にご協議いただいたところですので、
委員会条例第6条第4項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のと
おり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） ご異議なしと認めます。

したがって、議会改革特別委員会の委員はお手元にお配りしました名簿のと

おり選任することに決定しました。

○議長（奥山 幸洋） ここで暫時休憩します。

休憩中に、議会改革特別委員会を開いていただき、正副委員長を互選していただきたいと思えます。

委員会室でお願いいたします。

（午前 9時 37分）

（午前 9時 43分）

○議長（奥山 幸洋） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議会改革特別委員長の選任

○議長（奥山 幸洋） 議会改革特別委員会で互選していただきました正副委員長を報告します。

委員長に 松 本 忍 議員

副委員長に 新 開 晶 子 議員

が選任されましたので報告します。

◎発議第4号の上程～採決

○議長（奥山 幸洋） 日程第6 発議第4号 小学校建設等調査特別委員会設置に関する決議を議題とします。

この議案につきましては、さきに協議いただいたものですので、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） ご異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略します。

これから質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

お諮りします。

北岡泰議員ほか5名から提出されました発議第4号 小学校建設等調査特別委員会設置に関する決議は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） ご異議なしと認めます。

したがって、北岡泰議員ほか5名から提出されました発議第4号は、原案のとおり可決されました。

◎小学校建設等調査特別委員会の委員の選任

○議長（奥山 幸洋） お諮りします。

ただいま設置されました小学校建設等調査特別委員会の委員の選任を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） ご異議なしと認めます。

○議長（奥山 幸洋） それでは、委員名簿を配付する間、暫時休憩します。

（午前 9時 45分）

（午前 9時 46分）

○議長（奥山 幸洋） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（奥山 幸洋） お諮りします。

特別委員会の委員の選任については、既にご協議いただいたところですので、委員会条例第6条第4項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のお

り指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(奥山 幸洋) ご異議なしと認めます。

したがって、小学校建設等調査特別委員会の委員はお手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。

○議長(奥山 幸洋) ここで暫時休憩します。

休憩中に、小学校建設等調査特別委員会を開いていただき、正副委員長を互選していただきたいと思います。

委員会室をお願いします。

(午前 9時 47分)

(午前 9時 56分)

○議長(奥山 幸洋) 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎小学校建設等調査特別委員長の選任

○議長(奥山 幸洋) 小学校建設等調査特別委員会で互選していただきました正副委員長を報告します。

委員長に 辻 井 成 人 議員

副委員長に 綿 民 和 子 議員
が選任されましたので報告します。

◎請願第1号の上程～採決

○議長（奥山 幸洋） 日程第7 請願第1号 带状疱疹ワクチンの定期接種化
に関する意見書採択を求める請願を議題とします。

この件に関しましては、議会運営委員会にお諮りし、教育厚生常任委員会
でご審議をいただいておりますので、ただいまから教育厚生常任委員長の報告を
求めます。

山本章副委員長、登壇願います。

（教育厚生常任委員会副委員長 山本 章 登壇）

○教育厚生常任委員会副委員長（山本 章）

令和5年3月15日

明和町議会議長 奥山 幸洋様

教育厚生常任委員会委員長 綿民 和子

請願審査報告書

令和5年3月2日の本会議において付託された下記請願につきまして、その
調査結果を会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

1 付託された請願名

請願第1号 带状疱疹ワクチンの定期接種化に関する意見書採択を求める請
願

2 委員会開催日 令和5年3月6日

3 委員会出席者 委員6名、議長、町長、副町長、教育長、健康あゆみ課長、

同保健師

4 審査の概要

3月6日に開催された委員会では、事務局より請願の朗読を行った後、請願者より請願の趣旨についての説明を求め、質疑応答を行いました。

また、三重県保険医協会からも参考人として同事務局長及び事務局次長にお越しいただき、質疑応答を行いました。その後、執行部側からも、町長、副町長、教育長、健康あゆみ課長、同保健師に出席いただき、質疑及び意見等をいただきました。

続いて、討論を行いました。討論する委員はありませんでした。

続いて、採決を行いました。採決は起立により行いました。起立全員でした。

よって、請願第1号 帯状疱疹ワクチンの定期接種化に関する意見書採択を求める請願は、採択することに決定しました。

以上、教育厚生常任委員会の請願審査報告とさせていただきます。

○議長（奥山 幸洋） 山本章副委員長の報告が終わりました。

報告に対し、補足説明をされる方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 補足説明をされる方がないので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから請願第1号 帯状疱疹ワクチンの定期接種化に関する意見書採択を求める請願の採決を行います。

請願第1号に対する委員長の報告は採択でした。

採決は、委員長報告に対してではなく、請願第1号について採決をお願いします。

請願第1号 帯状疱疹ワクチンの定期接種化に関する意見書採択を求める請願を採択することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(奥山 幸洋) なしと認めます。これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、請願第1号は、採択とすることに決定しました。

◎発議第5号の上程～採決

○議長(奥山 幸洋) お諮りします。

ただいま請願第1号が採択されたことに伴い、発議第5号 帯状疱疹ワクチンの定期接種化に関する意見書採択に関する意見書を追加日程第1として日程に追加の上、議題といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(奥山 幸洋) ご異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1 発議第5号 帯状疱疹ワクチンの定期接種化に関する意見書採択に関する意見書を上程し、議題とします。

○議長（奥山 幸洋） それでは、意見書を配付する間、暫時休憩します。

（午前 10時 01分）

（午前 10時 02分）

○議長（奥山 幸洋） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（奥山 幸洋） お諮りします。

この意見書につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） ご異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略します。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 質疑される方がないので、これで発議第5号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第5号 带状疱疹ワクチンの定期接種化に関する意見書採択に関する意見書を採決します。

発議第5号について原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） なしと認めます。これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

早速、関係機関に送付します。

◎請願第2号の上程～採決

○議長（奥山 幸洋） 日程第8 請願第2号 「知的障害者福祉法」の改正及び障害者福祉施設職員の安定的な雇用に対する支援を求める請願を議題とします。

この件に関しましては、議会運営委員会にお諮りし、教育厚生常任委員会で審議をいただいておりますので、ただいまから教育厚生常任委員長の報告を求めます。

山本章副委員長、登壇願います。

（教育厚生常任委員会副委員長 山本 章 登壇）

○教育厚生常任委員会副委員長（山本 章）

令和5年3月15日

明和町議会議長 奥山 幸洋様

教育厚生常任委員会委員長 綿民 和子

請願審査報告書

令和5年3月2日の本会議において付託された下記請願につきまして、その調査結果を会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

1 付託された請願名

請願第2号 「知的障害者福祉法」の改正及び障害者福祉施設職員の安定的な雇用に対する支援を求める請願

2 委員会開催日 令和5年3月6日

3 委員会出席者 委員6名、議長、町長、副町長、教育長、健康あゆみ課長、同係員

4 審査の概要

3月6日に開催された委員会では、事務局より請願の朗読を行った後、紹介議員より請願の趣旨について説明を求め、質疑応答を行いました。

執行部側からも、町長、副町長、教育長、健康あゆみ課長、同係員に出席いただき、質疑及び意見等をいただきました。

続いて、討論を行いました。討論する委員はありませんでした。

続いて、採決を行いました。採決は起立により行いました。起立全員でした。

よって、請願第2号 「知的障害者福祉法」の改正及び障害者福祉施設職員の安定的な雇用に対する支援を求める請願は、採択することに決定しました。

以上、教育厚生常任委員会の請願審査報告とさせていただきます。

○議長（奥山 幸洋） 山本章副委員長の報告が終わりました。

報告に対し、補足説明をされる方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 補足説明をされる方がないので、これから質疑

を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(奥山 幸洋) 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(奥山 幸洋) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから請願第2号「知的障害者福祉法」の改正及び障害者福祉施設職員の安定的な雇用に対する支援を求める請願の採決を行います。

請願第2号に対する委員長の報告は採択でした。

採決は、委員長報告に対してではなく、請願第2号について採決をお願いします。

請願第2号「知的障害者福祉法」の改正及び障害者福祉施設職員の安定的な雇用に対する支援を求める請願を採択することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(奥山 幸洋) なしと認めます。これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、請願第2号は、採択することに決定しました。

◎発議第6号の上程～採決

○議長（奥山 幸洋） お諮りします。

ただいま請願第2号が採択されたことに伴い、発議第6号 「知的障害者福祉法」の改正及び障害者福祉施設職員の安定的な雇用に対する支援を求める意見書を追加日程第2として日程に追加の上、議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） ご異議なしと認めます。

したがって、追加日程第2 発議第6号 「知的障害者福祉法」の改正及び障害者福祉施設職員の安定的な雇用に対する支援を求める意見書を上程し、議題とします。

○議長（奥山 幸洋） それでは、意見書を配付する間、暫時休憩します。

（午前 10時 09分）

（午前 10時 10分）

○議長（奥山 幸洋） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（奥山 幸洋） お諮りします。

この意見書につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(奥山 幸洋) ご異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略します。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(奥山 幸洋) 質疑される方がないので、これで発議第6号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(奥山 幸洋) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第6号 「知的障害者福祉法」の改正及び障害者福祉施設職員の安定的な雇用に対する支援を求める意見書を採決します。

発議第6号について原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(奥山 幸洋) なしと認めます。これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、発議第6号は、原案のとおり可決されました。

早速、関係機関に送付します。

◎議案第34号の上程～採決

○議長（奥山 幸洋） 日程第9 議案第34号 令和4年度明和町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（世古口 哲哉） ただいま上程されました議案第34号 令和4年度明和町一般会計補正予算（第8号）につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、土木費において、火災による建物等除却に係る費用として、総額640万円の追加補正をお願いするものでございます。

その他、繰越明許費補正が追加で3件ございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細な説明を求めます。

まず、歳出から説明願います。

生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） それでは、ご説明申し上げます。

追加分の定例会議案書の11、12ページ、サムネイルが13と14でございます。

こちらの歳出からご説明を申し上げます。

まず、8款・土木費、5項・住宅費、1目・住宅管理費の補正額は640万円を計上しております。12ページの14節・工事請負費の説明欄で火災建物等除却工事外で同額の640万円を計上しております。

この内容は、2月12日の夜に南野小集落で火事が発生し、2戸1棟形式の建物のうち、1戸の内部が全焼いたしました。当時2戸とも入居者が外出等していたことから、住戸内に人はおらず、近隣住民を含め人的被害がなかったこと

は不幸中の幸いでございます。

なお、火災住宅の入居者の住宅確保が重要な課題となりますが、これに関しましては、南野小集落内に使用可能な空き住戸が十分あることから、罹災した2世帯とも移転が可能であり、現在、入居への意思確認を行った上で移転に向けて調整を進めております。

火災のあった住宅に関しましては、出火元の住戸から隣の住戸に火が燃え移るようなことはございませんでしたが、煙やすすによる汚損等がひどく、クリーニング等を行っても、住めるような状態にはならないとのこと。また、全面的に修繕を実施するとなれば、過去に実施をいたしました2階部分の増築工事と大規模改善工事に要した費用と同程度の費用がかかるものと想定されます。これらの状況等を総合的に勘案し、当該火災住宅を除却するに至ったものでございます。

火災住宅を長期間放置することは地域の防災、防犯、生活環境の面で好ましくなく、除却を速やかに行うための方針であるため、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 続きまして、歳入。

まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） 9ページ、サムネイル11をご覧いただきたいと思っております。

7款・地方消費税交付金、1項・地方消費税交付金、1目・地方消費税交付金、1節・地方消費税交付金で640万円の追加補正をお願いしております。

これは、先ほどの火災建物除去の財源として、追加補正させていただくものでございます。

○議長（奥山 幸洋） 続きまして、議案書5ページ、第2表 繰越明許費補正の説明をお願いします。よろしいでしょうか。

生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） それでは、第2表 繰越明許費補正のご説明を

申し上げます。

まず、1つ目といたしまして、議案書4ページ、サムネイルが5でございます。こちらの第2表 繰越明許費補正についてご説明いたします。

4款・衛生費、1項・保健衛生費のゼロカーボン戦略基本設計委託料の997万7,000円でございますが、令和4年度当初予算でこちらをお認めいただきまして、昨年7月に国の4分の3の交付額を受けて実施する予定でございましたが、三重県内で同様のゼロカーボン施策を予定している全ての市町が対象外となりましたため、その後、環境省などに聞き取りを行い、より内容を充実させた申請書を作成し、再度2回目の申請を行ったところでございます。

ただし、2回目の公募開始が今年の2月28日にあり、内示についても4月下旬でありますので、年度内の完成が不可能であるため、今回の繰越しをお願いするものでございます。

○議長（奥山 幸洋） 続きまして、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 続きまして、明許繰越補正で6款・農林水産業費、1項・農業費、強い農業づくり総合支援交付金予算についてご説明させていただきます。

強い農業づくり総合支援交付金を活用いたしまして、株式会社小林農産が建設するもみ貯蔵施設の予算でございます。当予算におきましては、国の採択を受け、国からの補助金でございます5,755万2,000円を6月補正において上程させていただき、お認めいただいた件でございます。

その後、株式会社小林農産が、令和5年3月31日までの工期として、8月12日に施工業者と契約を結び着手されております。その中で、施設整備に必要な貯蓄瓶の部分につきまして、こちらにつきましてはトルコ製のものございまして、トルコ国内で2月6日に起こりました地震におきまして、製品の不具合に関する問合せ、こちらに日数を要することになり、また、一部の部品におきましては納期が遅れ、トルコ産の部分を国内で調達しようということで試みているような状況でございます。

こういうお話が、2月27日に町のほうに小林農産からございました。その際、工期の延長、また、予算の繰越しの依頼を受けさせていただいたところでございます。なお、工事完成につきましては、5月31日ということで見込みをさせていただきます。

今回はそのため、予算の繰越しを追加でお願いさせていただくものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 続きまして、生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） 8款・土木費、5項・住宅費の火災建物等除却工事で640万円の繰越しを計上しておりますが、先ほど補正予算でご説明いたしました南野小集落の火災建物について、年度内の除却終了が不可能であるために繰越しをお願いするものでございます。

なお、除却工事の開始を早急に実施いたしたいため、繰越明許をお認めいただきましたら、早速、除却に向けた契約等の手続に入る予定でございます。

○議長（奥山 幸洋） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑される方はございませんか。

北岡泰議員。

○7番（北岡 泰） 7番、北岡。よろしくお願いいたします。

先ほど12ページで説明ございました火災建物等除却工事ということで、けが人等がなくてよかったなというふうに思うのでございますが、今、この南野小集落、何軒ほどあって、何人お住まいで、この建物、町のほうの管理ですので住宅用の火災警報器とか、そういうものはついていたんでしょうか。

あと、管理者さんの報酬を当初予算でも見ていただいておりますので、その管理者さんのほうへの火災警報等が通知できるような、そういうシステムをつくっているのか、また、これからどういうふうな対策をされようと考えてみえるのか、お聞きしたいと思います。

あと、歳入のほうで、地方消費税交付金というのが計上されております。このことに関して、この地方消費税交付金を充てるという何か基準とかございま

したら、それも説明をいただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） 南野小集落におきましては、大体約、約で申し訳ございませんけれども50戸程度、全体でございます、そのうち20戸程度入っていただいているような状況でございます。

（「ゆっくりと」と呼ぶ声あり）

○生活環境課長（西尾 仁志） はい。

それで、ガス警報器につきましては、台所にはついておるんですけども、今回出た火元につきましては、玄関にございます配電盤とか、そちらのほうから出ているような状況でございますので、それらがすぐに燃え広がったような形になっておりましたので、ガス警報器がつく前にすぐに火の手がそのまま中を全焼したというような形でございます。

特に管理人さんに通知するような形ではございませんでして、部屋にお住いの方に分かるような形でございます、今後、管理につきまして、例えば火事とかあった場合に、南野小集落につきましては、特に今後、それぞれ今お住いの方に対して、譲渡していくかどうかというふうな部分で考えているところでございますので、そこら辺、ちょっと検討していく上で、そういったさらに管理を徹底したものをつけるのかどうするのかというのは、今後の課題となっております。

○議長（奥山 幸洋） 課長、あとはこの補助の基準を聞かれているので、それを答えて。

まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） ご質問いただきました地方消費税交付金につきましては、県が徴収する地方消費税において、市町に対して人口や従業員者数で按分して交付される、2分の1程度されるもので、あくまで自主財源でございます。使途等は、特にございません。

実績に応じまして、当初で4億7,000万円を想定しておりましたけれども、かなり上振れ部分がありましたので、財源として充てさせていただいたというところでございます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁漏れはございませんか。よろしいですか。

（「もう一遍、生活環境課長、できたらマスクを外して答弁してもらわないと、聞こえにくいので」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 課長、もう一遍ゆっくりと、マスクを外して、マイクにちょっと気を遣ってしゃべってください。お願いします。

生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） 南野小集落につきましては、はっきりと何戸というのは、今のところちょっと覚えていない状況でございますけれども、全体で約50戸ございまして、今20戸未満という形でお住まいになっているような状況でございます。

ガス警報器は各戸についておるんですけれども、台所のところについているような状況でございますので、今回、火元が玄関に近い、配電盤の近くであると思われておりますので、そこから出火して、それがもうすぐに建物全体に、特に内装の部分で燃え移っていったという形でございますので、もうガス警報器も、もしかしたら鳴った可能性はございますけれども、それ以前に燃え広がっていて、もうすぐに発見された方が消防車を呼んだというような状態でございます。

もう1つご質問ございました今後の管理状態につきましては、管理人さんには、火事が起こったというのが通じているような状態ではございませんでして、住まわれている方に対しまして通知をする、例えば、ガス警報器は音が鳴ったときに通知をするといったものでございますので、これにつきまして、今後どうしていくのかといった部分につきましては、南野小集落につきましては、今後、住戸に住まわれている方に譲渡してくかどうかといった部分は、今現在検

討している状況でございますので、そういった部分について、実際住戸を譲渡していくに当たって、今から管理の有無についてさらに充実させていくのかどうかという部分は、今後の検討課題でございますので、よろしくお願いたしたいと思います。

○議長（奥山 幸洋） よろしいでしょうか。

北岡泰議員。

○7番（北岡 泰） 住戸をこれから譲渡していく、いつ譲渡、いつを期限として検討していくのですか。それまでは放置していくのか。管理責任は町にあるんじゃないかなと思うんです。ですから、こんなことが起きたらどう対策したらええのかと、手を打っていくのが普通やというふうに思いますので、そこら辺はしっかりと頭に入れながら、当初予算の編成には間に合わなかったと思いますけれども、補正でも何でもこれから組めるんですから、しっかり検討していただいて、管理人さんのところへ通報するなり、外部に音が出るなり、そして、台所しか今設置されていないのなら、ほかのところへどう設置していくのかとかしっかり検討して、管理者責任として、どんなふうに進めていくのか検討していただきたいと要望しておきます。

以上です。

○議長（奥山 幸洋） 他に質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 質疑される方がないので、これで議案第34号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから議案第34号 令和4年度明和町一般会計補正予算（第8号）を採決

します。

議案第34号について原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(奥山 幸洋) なしと認めます。これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長(奥山 幸洋) 日程第10 委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務産業常任委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(奥山 幸洋) ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（奥山 幸洋） 日程第11 委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

教育厚生常任委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（奥山 幸洋） 日程第12 委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

下水道料金見直しに関する調査検討特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（奥山 幸洋） 日程第13 委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

議会改革特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（奥山 幸洋） 日程第14 委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

小学校建設等調査特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(奥山 幸洋) ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長(奥山 幸洋) 日程第15 委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(奥山 幸洋) ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（奥山 幸洋） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

これにて、令和5年第1回明和町議会定例会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

最後に、町長、ご挨拶をお願いします。

町長。

○町長（世古口 哲哉） 全ての案件につきましてお認めいただきまして、誠にありがとうございました。

3月の定例会につきましては、いつも確定申告と重なりまして、いろいろ駐車場とかご迷惑をかけておるんですけれども、今回はマイナンバーカードの2月末までの発行とかいうのもありまして、本当に例年以上にご迷惑をかけた、誠に申し訳ございませんでした。ご協力いただきまして、ありがとうございました。

それから、3月になりました。いよいよこの3月で修正小学校が閉校となります。残念ではありますけれども、子どもたちには新しい学校、明星小学校、齋宮小学校に行っていただくわけですけれども、学校が替わってもすくすく伸び伸びと育てていただいて、勉学に励んでいただければというふうに思っております。

今回予定していました議案等もちょっとあったわけなんですけれども、もう少し慎重に考えさせていただいて、またお諮りする機会を設けたいと思いますので、近々また寄っていただくことがあろうかと思っておりますけれども、そのときはご協力をいただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。また、新年度もよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（奥山 幸洋） 続きまして、税務課長及び上下水道課長から特に発言を求められておりますので、ご理解のほどお願ひします。

税務課長。

○税務課長（山口 隆弘） 失礼いたします。

専決処分予定の案件がございますので、報告させていただきます。

令和5年度税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律案について、現在国会において審議中でございます。

法案成立次第、関係する明和町税条例の一部改正及び明和町国民健康保険税条例の一部改正につきまして、専決処分にて対応させていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（奥山 幸洋） 続きまして、上下水道課長。

○上下水道課長（坂口 昇） 上下水道課より、一般廃棄物の収集運搬業の許可取消し請求訴訟に関しましてご報告いたします。

今回の訴訟につきまして裁判所より、判決日が令和5年3月30日と指定されました。

判決後は速やかに訴訟結果報告をさせていただきたいと考えておりますので、ご承知おきください。よろしくお願ひいたします。

報告は以上でございます。

○議長（奥山 幸洋） ご苦勞さまでした。

以上で終わります。

（午前 10時 34分）